

## 犯罪収益移転危険度調査書（令和 2 年版）のポイントと 犯罪収益移転防止法に関する留意点についての一部改訂

2021/04

### I. 犯罪収益危険度調査書

2020 年 11 月 5 日、国家公安委員会から「令和 2 年犯罪収益移転危険度調査書」（以下「令和 2 年調査書」という。）が公表された。

（警察庁ホームページHP：<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/nenzihokoku/risk/risk021105.pdf>）。

同書では、我が国を取り巻くマネー・ローンダリング等に関する様々なリスクを俯瞰するため、我が国の環境について、新たに項目を設けて記載するとともに、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大を踏まえ、同感染症に関連する犯罪情勢等を同項目に記載した（本調査書中「第2 我が国の環境」参照）。また、近時の情勢等を踏まえ、商品・サービスに係る特徴や事例等のほか、準暴力団及び国際テロリストに関する記載を拡充した。

また、昨年の調査書に引き続き、「所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項」及び「事業者によるリスクベース・アプローチの取組例」等について、記載されている。以下に一部を抜粋して紹介するが、マネー・ローンダリング防止の第 1 線に立つ皆様には、是非全文について一度目を通されることをお勧めしたい。

#### 1. 金融取引を利用したマネー・ローンダリングの例

##### ① 預貯金口座

預貯金口座がマネー・ローンダリングに悪用された事例として、

○ 本国に帰国した外国人や死者の口座について、解約手続等の措置を執ることなく利用し、詐欺や窃盗等の犯罪による収益を収受又は隠匿した事例

○ 金銭の対価を得る目的で売却された口座、架空名義で開設した口座、不正に開設された営業実態のない会社名義の口座等を利用し、詐欺、窃盗、ヤミ金融事犯、風俗事犯、薬物事犯、偽ブランド品販売事犯等の様々な犯罪による収益を収受又は隠匿した事例等がある。

悪用された口座の多くは個人名義口座であり、親族や知人から借り受けたもの、他人から買い受けたもの、架空名義で開設したもの等、違法取得の手口は様々であるが、ヤミ金融事犯では、ヤミ金融の債務者名義の口座を使用する、賭博事犯では、暴力団員が親族又は知人名義の口座を使用する、特殊詐欺事犯では、第三者又は架空名義の口座を使用するといった特徴が認められるものもある。そして、これ

まで検挙された事件の中には、大量の他人名義の通帳やキャッシュカードが押収された事例もみられる。具体的には、

○ 医療費還付詐欺で逮捕された詐欺グループの被疑者の自宅から、大半が外国人名義である他人名義口座の通帳数十冊及びキャッシュカード数十枚が押収された事例等がある。

また、個人名義口座に比べて件数は少ないが、法人名義口座が悪用される事例の発生も認められ、例えば、特殊詐欺や国際的なマネー・ローンダリング事犯等、犯罪組織によって敢行される多額の収益を生み出す犯罪においての悪用が特徴として認められる。

このように、売買等により不正に入手された架空・他人名義の口座は、特殊詐欺やヤミ金融等において、犯罪による収益の受け皿として悪用され、これにより、収益の移転が行われている。

警察では、預貯金通帳・キャッシュカード等の不正譲渡等に関する犯罪収益移転防止法違反事件の捜査を強化している。具体的には、

○ 銀行口座や通帳、カードを買い取るなどと SNS 上に掲示して、口座譲渡を違法に勧誘したとして検挙された来日外国人の犯行拠点から、数百通にも及ぶ通帳等を押収した事例等、多くの事件を検挙している。

また、国籍等別の検挙件数を見ると、日本が最も多く、続いてベトナム、中国となっているところ、我が国の在留外国人数に比して、外国人が関与した口座譲渡の発生が目立っているといえる。

## ②預金取引

預金取引がマネー・ローンダリングに悪用された事例として、

○ 外国で発生した詐欺事件の収益が国内の口座に送金された際に、正当な事業収益であるように装い、払戻しを受けた事例

○ 窃盗、詐欺、横領、薬物犯罪、賭博等による収益を他人名義の口座に預け入れて隠匿していた事例

○ 窃盗により得た多量の硬貨を金融機関の店舗に設置された ATM で他人名義口座に入金後、別の ATM を使い紙幣で払戻しを受けた事例

○ ベトナム人が、帰化して日本名となった親族の口座に地下銀行の収益を振り込んでいた事例

○ 現金を所持していたことで犯罪が発覚することを恐れ、犯行直後に現金を親族名義の口座に入金し、後に出金していた事例

○ 強盗で得た現金の一部を知人名義の口座に ATM から短時間に多数回預入れを行っていた事例等がある。

## ③内国為替取引

内国為替取引がマネー・ローンダリングに悪用された事例として、

○ 暴力団幹部が、その知人が詐欺により得た収益を、自己の名義の口座に振り込ませて収受した事例

○ 金融機関から融資名目でだまし取った現金の一部を、不正に開設された活動実態のない会社名義の口座に振り込ませていた事例

- 帰国したベトナム人から有償で譲り受けた口座に、複数の顧客から依頼を受け、不法に海外送金をするための現金を振り込ませていた事例
  - わいせつ DVD を代金引換郵便で販売し、宅配業者が顧客から受け取った代金を他人名義の口座に振り込ませていた事例
  - 顧客に指示をして、覚醒剤の代金、ヤミ金融の返済金や無許可営業の風俗店の利用料金を他人名義の口座に振り込ませていた事例
  - 日本国内で農業を営む中国人が、就労資格のない中国人を稼働させることで得た犯罪収益を、過去に働いていた中国人名義の口座に振り込ませていた事例
  - 特殊詐欺でだまし取った現金を借名口座に振り込ませた後、あらかじめ犯罪収益を隠匿するために開設していた自己名義の口座に振込入金していた事例
  - 人材派遣会社が就労資格のないベトナム人を工場に派遣して得た収益の一部であることを知りながら、上部の人材派遣会社が法人名義口座に振り込ませていた事例
  - インターネットオークションでだまし取った代金を、あらかじめ犯罪収益を隠匿するために開設していた知人名義のネット銀行の口座に振り込ませていた事例
- 等がある。

## 2. リスクベース・アプローチに関して

### ①事業者が留意すべきこと

金融庁は、実効的なマネー・ローンダリング等対策の基本的な考え方を明らかにし、金融機関等における有効な対策の実施を促す観点から、平成 30 年 2 月、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を公表した。同庁は、同ガイドラインの一部を平成 31 年 4 月に改正し、全ての顧客についてリスク評価を行うことを明確化すること等により、金融機関等のマネー・ローンダリング等対策の実効的な体制整備を図っている。

また、金融庁は、預金取扱金融機関について、業界全体の金融取引量の大きさや、コルレス契約等を基盤とした海外送金取引によるグローバルなリスクの広がりや鑑みて、他業態よりも相対的にその固有のリスクは高いとして、重点的な取組を実施している。具体的には、法令の遵守状況やリスク管理状況等について、書面による調査や報告徴求命令等によって実態を把握し、また同ガイドラインとのギャップ分析等を行って、業態や事業者に対してのリスク評価を実施し、その結果等を基にして、事業者ごとのリスクに応じた指導・監督等を実施している。

その結果、特定事業者作成書面の作成自体は、多くの事業者において行われているものの、その内容の充実度については事業者ごとの差が大きいことや、地域金融機関の固有のリスクは大手銀行と大きく異なるにもかかわらず、リスクベース・アプローチの取組においては大手銀行との格差が大きいこと等が明らかになった。こうした点を踏まえて、金融庁は、リスク評価を、事業者の規模の大小にかかわらず全ての事業者に求めつつ、内部管理体制の構築・維持等のリスクベース・アプローチの取組については、単に法令違反の有無等を形式的に確認するにとどまらず、関係法令や調査書、ガイドライン等の趣

旨を踏まえて実質的な対応を行うべきこと等に重点を置いて、事業者に対する指導・監督を実施している。

所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項としては、

#### ○ 経営陣の関与に関すること

- ・ 経営陣が、主体的・積極的に関与して、具体的な指示を行い、また、関係各部署を連携等させることで、実効性のあるリスク低減措置や行動計画を策定するとともに、体制整備の観点において、適切な経営資源を把握し、体制整備を見直すなど、全社的な対応を推進する必要があること。
- ・ 管理部門は、営業店に、金融庁が公表している「疑わしい取引の参考事例」を配布するだけでなく、自らの直面するリスクを勘案した具体例を周知して、営業店が不審・不自然な取引を検知できる体制を構築する必要があること。
- ・ 管理部門が、営業店や海外送金部門における不審・不自然な取引の検知状況を検証するなど、リスクベースでの管理体制の有効性を検証する必要があること。
- ・ 内部監査はルールベースでの監査にとどまらず、リスクベース・アプローチに基づく監査を実施する必要があること。

#### ○ リスクの特定・評価等に関すること

- ・ リスクの特定・評価に当たり、営業部門と管理部門が連携の上、国によるリスク評価の結果を勘案しつつ、自らの営業地域の地理的特性、事業環境・経営環境及び疑わしい取引の傾向等を踏まえた個別具体的なリスクの特性を考慮すること。

#### ○ 顧客管理措置に関すること

- ・ 商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等のリスク評価の結果を総合して、全ての顧客についてリスク評価を実施するとともに、当該リスク評価に応じた顧客情報の調査頻度や手法を定めるなど、継続的な顧客管理に関する具体的な計画を策定・推進する必要があること。
- ・ 過去に届け出た疑わしい取引と類似した取引を繰り返し受け付けている事業者もいることから、営業店等に対する情報共有を図ること。
- ・ 反社会的勢力(暴力団等)への口座開設の阻止や口座解約に向けた対応については、一定の取組が認められる。その上で、既存口座を有する反社会的勢力(暴力団等)による送金等の取引について、十分なモニタリング・フィルタリングを行い、疑わしい取引の届出を検討する必要があること。
- ・ 外国人については、口座開設の際に、口座売買が犯罪であることを周知し、帰国時の口座解約を働き掛けるなどした上で、在留期間を把握すること等により、在留期間が経過した後においても入出金等が発生している口座を不正利用の可能性のある事例として検知すること。
- ・ 外国人等の口座開設時において、本人確認書類にカナ名・アルファベット名が記載されていれば、それぞれについて顧客属性の確認を行うこと。

## ②事業者によるリスクベース・アプローチの取組の例

### ○ リスクの特定に関するもの

- ・ 調査書における直接的な記載のみにとどまらず、記載の趣旨を勘案し、留学生や短期就労者等の帰国を前提とするような外国人は、帰国時における口座の不正転売の可能性があること、現金を集中的に取り扱う業者は、取引における不正資金の混入の可能性があること等、具体的なリスクを特定している事例

- ・ 所管行政庁の公表情報等を踏まえ、軍事転用可能な製品等を取り扱う事業に係る取引を高リスク取引として具体的に特定している事例

- ・ 自社が届け出ている疑わしい取引情報を分析し、外国送金に関して仕向及び被仕向送金先の国・地域の傾向、外国人名義の口座に関して国籍の傾向、顧客に関して職業や業種の傾向等から独自のリスク指標を抽出している事例

- ・ 外国人名義の普通預金口座で給与振込等の動きがなくなったもの、窓口来店により開設した法人口座について現地訪問で実態把握が十分にできなかったもの等を利用した取引を高リスク取引として、具体的に特定している事例

#### ○ リスク評価に関するもの

- ・ 営業店ごとに商品等の取引実績、顧客の属性や地理的な特徴等が異なることから、それぞれが個別に商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等に着目した分析を行っている事例

- ・ 過去に疑わしい取引を届け出た顧客について、届出内容に応じて高リスクと評価している事例

- ・ 内国為替取引に関して、総合振込、給与振込、税納付、公共料金及び仕向送金・被仕向送金等に細分化し、それぞれの分類ごとにリスクを評価している事例

- ・ コルレス先管理について、営業地域、その属性、業務内容、マネー・ローンダリング等関連処分の有無に着目してリスクを評価している事例

#### ○ リスクベース・アプローチに関するもの

- ・ 過去に疑わしい取引を届け出た顧客について、システム上での情報共有体制を構築の上、当該顧客との取引に当たっては、書面やヒアリングによる詳細な確認を行うとともに、上級管理者の承認を受けることとしている事例

- ・ 口座開設時において注意すべき顧客区分（遠隔地に居住する者、複数の口座を開設する者、店頭で少額の預入金により口座を開設する者、在留期間満了間近の在留カードを提示する者等）を設定しており、該当する場合には追加的な質問等を行うことにより口座開設の合理性を確認した上で、合理性の判断が困難な場合には、上級管理者の確認を経た上で口座開設の可否を判断している事例

- ・ 少額で開設された口座、遠隔地の顧客の口座、設立又は移転後間もない法人の口座等を管理対象先口座に指定し、同口座への振込依頼が発生した場合には、口座開設目的との整合性の確認や振込依頼人の意思確認等を行い、整合性が確認できない場合は取引謝絶や疑わしい取引の届出等を実施することを社内規程によって整備している事例

- ・ 長期間入出金のない口座の取引を停止し、取引再開を希望する顧客に対して本人確認書類や預金通帳等を確認することで、口座の不正利用を防止している事例

- ・ 帰国時における口座売却等のリスクに対して、外国人の留学生や就労者等の顧客について、その在留期間を確認した上で、システムによって管理している事例
  - ・ 新規に外為取引を開始する法人顧客については、取引開始前に本部及び営業店担当者が現地訪問し、事業内容や取引内容等に関するヒアリングを実施して訪問記録を作成し、送金依頼を受けた際には、その都度、その内容と訪問記録との整合性を検証している事例
  - ・ 外国送金に関するチェックリストを作成し、各営業店の窓口で同リストに基づいた確認、総括管理者による検証等を実施し、また、必要に応じて本部の担当部署への報告を行うなど、案件に応じた承認プロセスを明確にしている事例
  - ・ 自社の経営環境、経営戦略、営業エリアにおける地理的特性及び顧客の特性等を分析し、例えば空港や港に近接しているといった営業エリアの地理的特性から、独自のリスク指標を抽出し、盗難車両の解体・買取り・輸出等に利用されるおそれがある業者を特定した上で、当該業者については、海外送金におけるマネー・ローンダリング等に関するリスクが高いとして、当該業態の海外送金用のチェックリストを策定し、厳格に検証している事例
  - ・ 現金の持ち込みによる海外送金の取扱いを停止している事例
  - ・ 非対面取引において、なりすましの可能性を勘案し、IP アドレス、ブラウザ言語等のアクセス情報に着目した取引モニタリングを実施している事例
- 等が認められた。

## Ⅱ．犯罪収益移転防止法に関する留意点についての改訂

2021年2月18日、金融庁は上記の改訂を公表した。実務上に影響がある点は以下の図のとおりで、個人の職業の確認時の項目の種類で一部追加がなされた(下線部(その他にも読み替えの改正あり))。

すでに実務上は対応されていることと思われるが、確認のために掲載した。

金融庁ホームページ参照([https://www.fsa.go.jp/news/r2/202102\\_amlcft/hansyuhou-sinkyuu.pdf](https://www.fsa.go.jp/news/r2/202102_amlcft/hansyuhou-sinkyuu.pdf))

| 職業   | 事業の内容                             |
|--|-----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 会社役員／団体役員           | <input type="checkbox"/> 農業／林業／漁業 |
| <input type="checkbox"/> 会社員／団体職員            | <input type="checkbox"/> 製造業      |
| <input type="checkbox"/> 公務員                 | <input type="checkbox"/> 建設業      |
| <input type="checkbox"/> 個人事業主／自営業           | <input type="checkbox"/> 情報通信業    |
| <input type="checkbox"/> パート／アルバイト／派遣社員／契約社員 | <input type="checkbox"/> 運輸業      |
| <input type="checkbox"/> 主婦／主夫               | <input type="checkbox"/> 卸売／小売業   |
| <input type="checkbox"/> 学生                  | <input type="checkbox"/> 金融業／保険業  |
| <input type="checkbox"/> 退職された方／無職の方         | <input type="checkbox"/> 不動産業     |
| <input type="checkbox"/> その他 ( )             | <input type="checkbox"/> サービス業    |
|  | <input type="checkbox"/> その他 ( )  |

以上